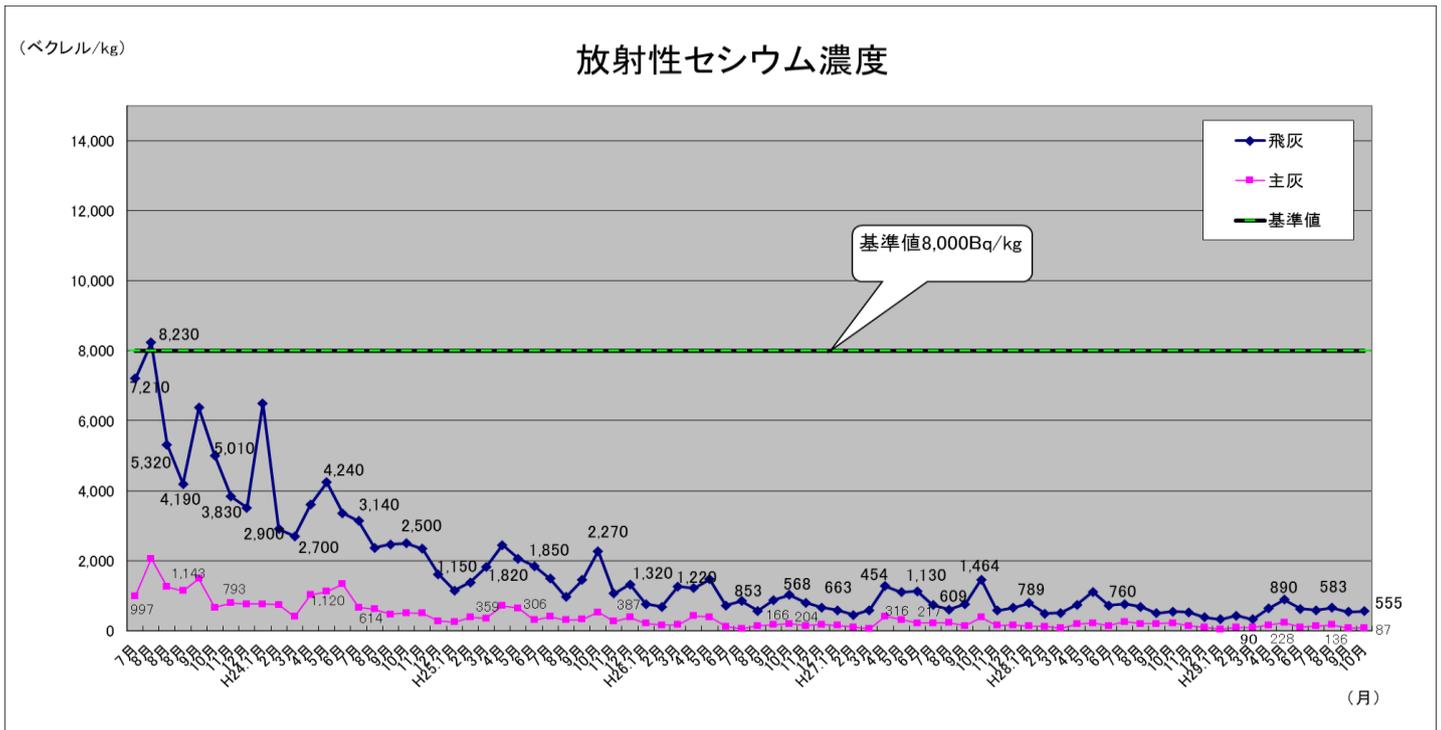


## 印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

### 1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）



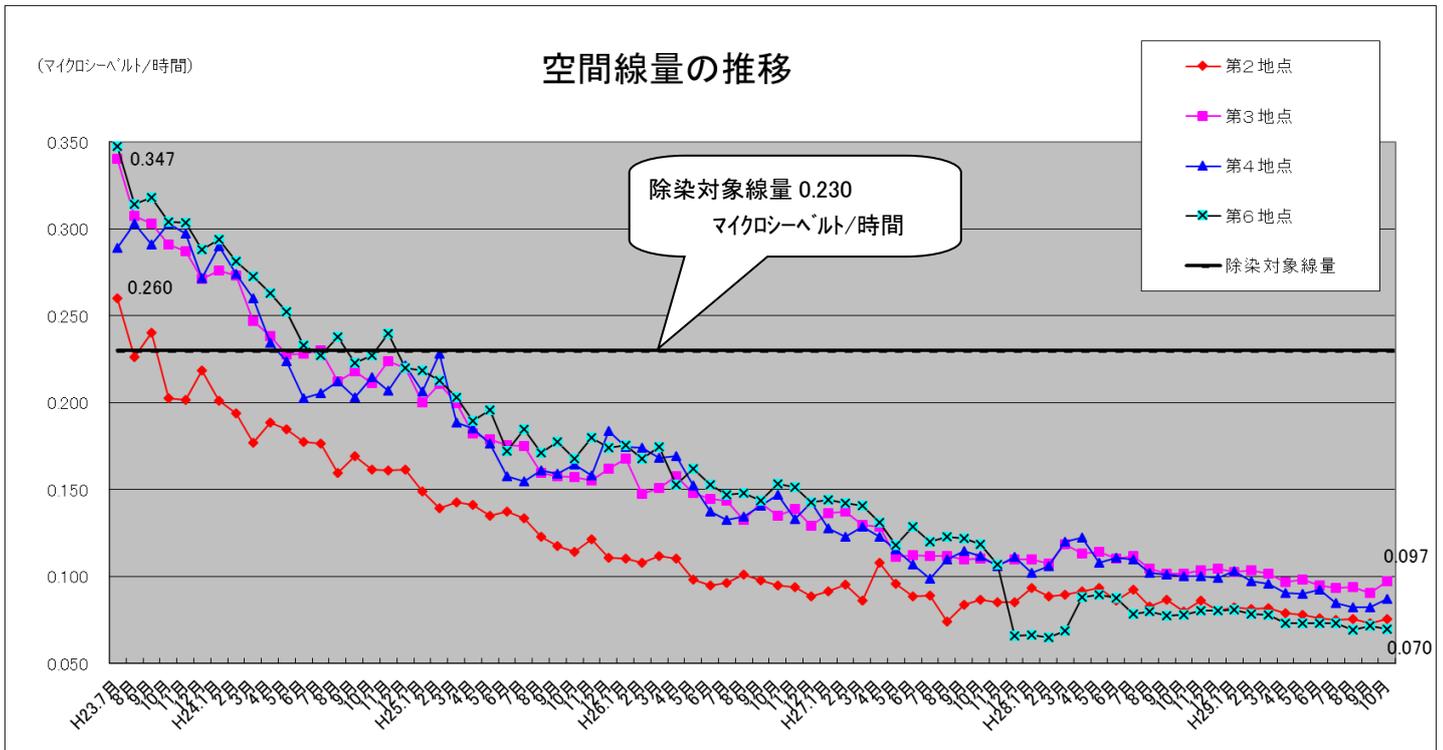
- 排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
平成29年10月	2号炉	ろ紙部	不検出	2 (134又は137)
		ドレン部	同上	同上
平成29年9月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
	2号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成29年8月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上

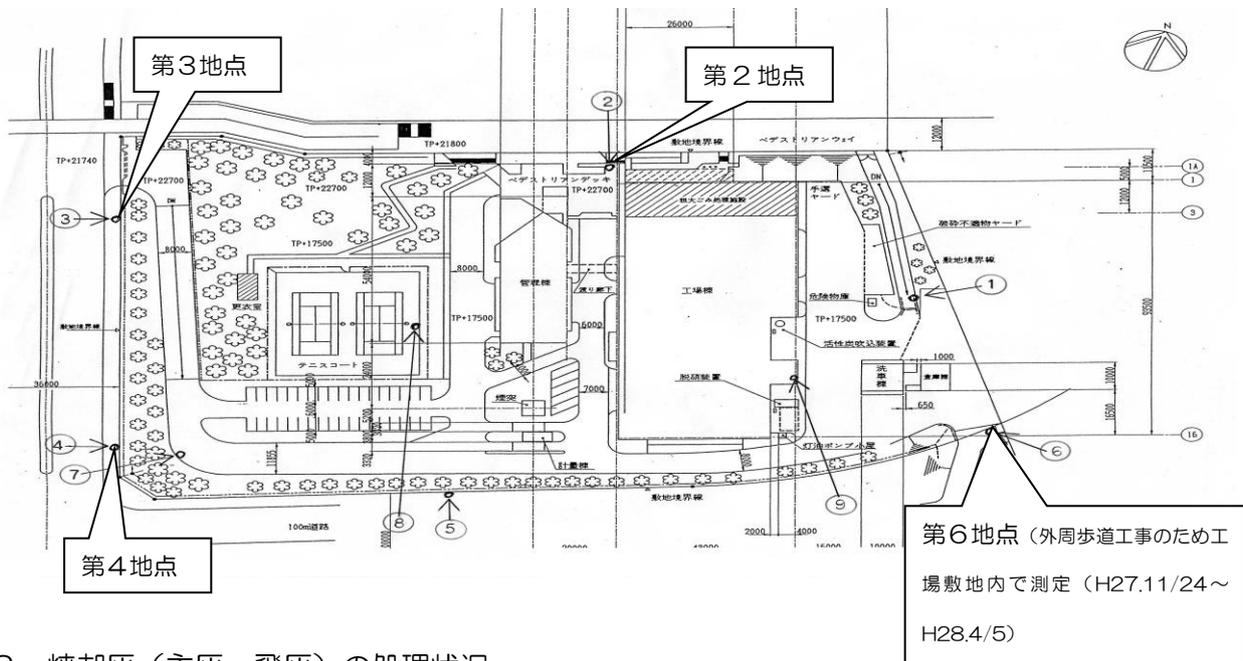
## 2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



(測定位置図)



## 3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成 23 年 7 月、8 月発生の指定廃棄物）は 130 t あり、ドラム缶（252 缶）・フレコンバッグ（120 袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

(平成29年度：10月末現在)

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 (燃えがら)	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1, 817 t	1, 165 t
飛 灰 (ばいじん)	印西クリーンセンターで一時保管(指定廃棄物は印西市収集センター)	—	指定廃棄物約 130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 (ツネイシカムテックス埼玉 株：埼玉県) ※主灰対飛灰=6対4	4, 266 t (主灰 2,560 t、 飛灰 1,706 t)	2, 168 t (主灰 1,301 t、 飛灰 867 t)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4月 335 t (主灰 201 t、飛灰 134 t)</li> <li>• 5月 341 t (主灰 205 t、飛灰 136 t)</li> <li>• 6月 317 t (主灰 190 t、飛灰 127 t)</li> <li>• 7月 327 t (主灰 196 t、飛灰 131 t)</li> <li>• 8月 218 t (主灰 131 t、飛灰 87 t)</li> <li>• 9月 300 t (主灰 180 t、飛灰 120 t)</li> <li>• 10月 330 t (主灰 198 t、飛灰 132 t)</li> </ul>	

※四捨五入により t 単位で表記している。

# 資料 3

## 次期中間処理施設（新クリーンセンター）整備事業の状況等

平成 29 年 3 月 22 日付けで、新クリーンセンターの建設予定地(印西市吉田地先 約 2.6ha)の地元町内会組織である「吉田区」と整備協定を締結し、平成 40 年度の稼働開始を目途に平成 29 年度は、用地事務を中心とした下記業務を進めている。

業務項目		業務内容等
建設予定地用地測量業務		内 容：建設予定地の確定測量（終了） 受託者：鈴木測量設計(株) 期 間：平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月
建設予定地地質調査業務		内 容：建設予定地内のボーリング調査（終了） 受託者：サココンサルタント(株) 期 間：平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月
建設 予定 地 の 用 地 買 収 関 係	建設予定地不動産鑑定業務	内 容：建設予定地の買収価格鑑定（終了） 受託者：(有)亀形不動産鑑定事務所・(有)杉田不動産鑑定事務所 期 間：平成 29 年 4 月～平成 29 年 6 月
	建設予定地物件補償調査業務	内 容：建設予定地内の物件補償額算定（終了） 受託者：鈴木測量(株) 期 間：平成 29 年 4 月～平成 29 年 8 月
	税務署協議	内 容：土地譲渡所得の特別控除に係る事前協議 相 手：市川税務署（事前打合せ 6 回）
	地権者説明会	内 容：地権者へ用地買収の基礎的事項を説明 開催日：地権者の会と調整中 「(仮称)吉田資源循環センター施設用地地権者の会」発足（7 月 1 日）
	用地交渉	内 容：公簿面積による買収・個別交渉（地権者の会と調整中）
施設整備基本計画追加策定業務		内 容：清掃工場整備基本計画の追加検討（アクセス道路・水路等の地区外インフラ整備計画を含む）（素案作成中） 受託者：(株) エックス都市研究所 期 間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
地域振興策基本計画策定業務		内 容：地域まるごとフィールドミュージアムの基本計画を検討（素案作成中） 受託者：(株) 流通研究所 期 間：平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月

環境委員会 平成29年第3回

## 議題

(1) 採業報告

(2) 工場移設の進行状況

(3) 現在地の工場の設備の改善の状況  
1号棟、2号棟、3号棟にエアコンの取り付け改善工  
している

(4) その他

① 公害防止協定書について  
改訂書の説明  
毎年全委員へ配付してほしいお願いについて

② 文書で回答希望の8項目  
別に資料添付します

回答は文書で

01-年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求めるとしたが、希望者に配布となった。(環境委員の引継ぎ状況を聞く限りでは配布は必須と思われる)

- (1)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書
- (2)印西地区ごみ処理実施計画
- (3)印西クリーンセンター維持管理に関する計画
- (4)一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録
- (5)印西クリーンセンター環境委員会細則
- (6)環境用語解説
- (7)緊急時対応マニュアル

02-環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)

千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。

- (1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。
- (2)2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はなかった。

再度、8月28日に同様の最終処分場整備を要望を行ったが、進捗はあったか？

- (3)指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？
- (4)現在の保管場所は印西市収集センターで印西市の所有で、組合の所有ではない。印西市公共施設等総合管理計画ではどのように記載されているのか？解決までの時期が見通せないまま、借用していけるのか？への回答で印西市の減免に関する部分の回答は？

### 03-水銀対策の必要性

「水銀に関する水俣条約」の締約国が我が国を含めて50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため、本条約は本年8月16日に発効しました。日本国内では、水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正が行われ、水俣条約の発効を受け、一部を除き条約発効日の8月16日に施行されました。

「水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正」の概要と印西クリーンセンターへの影響はいかなるものかをまとめて報告してほしい。

- (2)平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の26ページから27ページに「平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)」の「質問7 水銀対策の必要性」で、「今後検討させていただきます」という

部分は実行されているのか」の回答が記載されている。回答では検討の実態がわからないので詳細な説明を求めるものである。」への回答として、検討結果の説明は準備できたか？

#### 04-平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書

「平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録（概要版）では、「平成28年度第2回印西クリーンセンター環境委員会会議録（概要版）の「質問7. 平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について

・平成28年6月 (1) データが付属していない理由は？ (2) ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。

【回答】 (1) 実績数値（データ）は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細（月別又は実施別）に載せています。

(2) 平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので、平成24年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調整したいと考えます。」と回答が記載されているが、平成28年度版はほとんど前年の報告書と同一である。これはいかなる理由か？」に対して、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の27ページに「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境」報告書は、報告事項1 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果についての全体概要を理解・把握するための資料と考えます。つきましては、実績数値（データ）は、報告事項1にて確認をお願いします。3ページ (2) ごみ焼却状況については、月の区切りをわかりやすくしましたが、凡例を付記し、11ページ以降の(2) 放射性物質、(3) 空間線量についてはデータを付属し、配布いたします。」と回答しているが、改善は不十分である。(データを付属すべきである。)

平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書として見たときにデータがないのは不自然と思われる。」への回答として、「全てのデータを付属した報告書（参考）を作成し、次回（12月）の環境委員会開催前に自治側代表者お渡しますので、ご検討いただきとします。」を示しているが、進捗状況は？

#### 05-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録（概要版）では、「表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、(中略)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条(公害防止協定値)、第8条(調査測定等)に規定されている。また、第15条(事情変更による改定協議)が規定されている。組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。」に対して、「[甲委員]公害防止協定の中に測定方法が示されております。その協定を環境委員会の皆さんと結ばせていただいて、その後いろいろ変動があったと推測されます。そのときにしっかり環境委員会の皆さんにご説明していればよかったと思うのですが、当時やられていなかったのとの認識で、その辺についてもおわびを申し上げなければならないと思っております。したがって、現在の正しい測定方法、また、測定方法がないのであれば、どのような形で測定をするかも一度調べさせていただき、協定に間違いとういのか、違いが出てるのであれば訂正をさせていただき、また協定案を協議させていただければと

考えておりますので、よろしくご理解ほどお願いしたいと思います。」という回答がありました。

協定書等に関する調査の進捗状況は？

#### 06—一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録(2017年10月26日公開)

印西地区環境整備事業組合の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が2017年10月26日にホームページに公開された。

2号炉の8月の焼却日数は31日間、焼却量の最小が32.83トン/日と記載されているが、立ち上げと立ち下げが行われたのか？それとも事故があったのか？

#### 07—指定廃棄物の焼却灰の運搬・中間処理業務(人口砂)

指定廃棄物の焼却灰の運搬・中間処理業務(人口砂)を㈱ツネイシカムテックス埼玉に行っているが、出荷量、放射線量、単価はどのように推移しているのか？

#### 08—廃棄物処理法はごみの野焼きを禁止しているが、添付した参考資料のように問題が発生している。

(参考資料は <https://www.kobep.co.jp/news/sanda/201709/0010548535.shtml> と

<https://www.oricon.co.jp/article/335891/>)

印西市でも野焼き禁止を求める運動が起きているが、組合および構成市町はどのように考えているか？

神戸新聞 ホーム > 地域 > 三田 > 野焼き違法？ 三田市と警察の見解相違に農家困惑

三田

2017/9/13 05:30 神戸新聞NEXT

### ■野焼き違法？ 三田市と警察の見解相違に農家困惑

ツイート

おすすめ

シェア

印刷

稲わらや刈り取った草を屋外で焼く「野焼き」を巡り、兵庫県三田市内の農家に困惑が広がっている。廃棄物処理法はごみの野焼きを禁止しているが、農業を営む上でやむを得ない場合は例外とし、市は「農家の野焼きは違法ではない」という立場だ。一方、ここ1、2年、市には、三田署の取り締まりに対する農家からの苦情が増えている。12日の市議会一般質問でもこの問題は取り上げられ、森哲男市長が「市と三田署の見解に相違があり、協議が必要」との認識を示した。

廃棄物処理法に基づき、市は8月下旬、焼却できるものを具体的に例示したチラシを市内の全農家に配布。稲わらのほか、田んぼのあぜや農地の斜面で刈り取った草、農道に繁茂する木や枝を伐採したものを挙げ、プラスチックや段ボールなどは全て違法とする。

しかし9月に入り、市内の農地で草を燃やしていた60代男性は、三田署員に火を消すよう指導された。「昨年以降、近隣の農家も頻繁に指導を受け、困っている」と男性。風向きや時間帯など近隣への配慮は必要とした上で、「野焼きは害虫駆除にも効果があり、灰も肥料になる。これができないと農業が成り立たない」と打ち明ける。

一方、8月末以降、市には、三田署に指導されるなどした農家から約20件の相談があった。市によると、三田署からは「草はクリーンセンターなどで処分できる。農業者の野焼きでも『やむを得ない』と認められる条件が必要」との見解が伝えられたという。

同日の一般質問は多くの農家も傍聴。森市長は「市民を混乱させた」と陳謝し、今後、三田署と法解釈などについて協議する方針を示した。一方、三田署は「署が単独で判断できる問題ではなく、今後、県警本部の解釈を伝える」としている。(神谷千晶)



## 「野焼き」煙の影響で交通死亡事故、農業男性を書類送検…野外焼却の法的リスク

郊外を車で走っていると、屋外にドラム缶などを置いて、ゴミを焼く「野焼き」に出くわすことがある。

今年4月、岩手県遠野市でその「野焼き」の煙を避けようとしたとみられる女性の車が、対向車線を走っていた車と正面衝突し、同乗していた女性の娘(2歳)が死亡する事故が発生した。



写真:エイメーション(つくし) / PIXTA

遠野市は10月18日になって、野焼きをしていた78歳の農業男性を、炎や煙によって交通を妨げたとして書類送検した。男性は道路脇で野焼きをしていたそうで、道路法違反の疑いを持たれている。

野焼きはそもそも法律的に問題ないのだろうか。また、今回のように野焼きが原因とみられる交通事故が起きたとき、どんな責任を問われる可能性があるのだろうか。新保英毅弁護士に聞いた。

### ●野焼きで「道路法違反」は珍しい…ポイントは男性の職業?

「いわゆる『野焼き』は、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やたき火などのごく一部の例外を除き、廃棄物処理法16条の2で禁止されています」と新保弁護士。

違反した場合は、廃棄物処理法25条1項15号により、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられる可能性があるという。

「このほか、野焼きをすると、今回書類送検された道路法違反や、注意を怠って火災を起こした場合は、業務上失火罪(刑法117条の2、116条)の刑事責任を問われる可

性があります。さらに火災により人がケガをしたり、亡くなったりした場合は、業務上過失致死罪(刑法211条1項前段)の刑事責任を問われる可能性があります。

また野焼きによって近所の洗濯物に匂いがつくなどした場合、損害賠償の民事上の責任を問われる可能性もあります」

今回のケースはどのように考えられるだろうか。

「野焼きが道路法違反で立件される例は珍しいでしょう。情報が少ないので推測になりますが、書類送検されたのが農業男性とのことなので、野焼き自体は『農業を営むため』のものとして廃棄物処理法違反とならず、道路法違反で立件された可能性があります。

今回の書類送検は、野焼きの煙により道路上の視界を妨げたことが道路法101条の『道路における交通に危険を生じさせた』行為に当たると判断されたのでしょう。

この規定に違反するものとして有罪になれば、3年以下の懲役または100万円以下の罰金となります」

(弁護士ドットコムニュース)

【取材協力弁護士】

新保 英毅(しんぼ・ひでたか)弁護士

2004年弁護士登録。相続・遺産分割事件、中小企業の法務の案件を多く取り扱っている。モットーは「依頼者ひとりひとりに適したオーダーメイドのサービス」。

事務所名:新保法律事務所

事務所URL:<http://shinbo-law.com/about.php>

## 09-臭気対策剤 「デオマジック」を検討されたい。

新明和工業が、生ごみの臭いを一瞬でフルーティーな香りに変えるというごみ収集車用臭気対策剤を、2017年6月上旬に発売します。

### ごみ収集の現場に

新明和工業は2017年5月17日(水)、生ごみの臭いを一瞬でフルーティーな香りに変えるという、ごみ収集車(塵芥車)用臭気対策剤「デオマジック 香りdeまじっく」と、それを効率良くごみ収集車の庫内に自動散布する噴霧装置を、6月上旬に発売すると発表しました。

「デオマジック」は複数の香料を含む臭気対策剤です。その場所に漂う「不快な臭い」が混ざると「良い香り」を新たにつくり出します。

「デオマジック 香りdeまじっく」は、これをベースに開発されたもの。新明和工業によると、生ごみに直接噴霧すると、臭いが一瞬でフルーティーな香りに変化し、その効果が一定時間持続するといいます(気候や温度、使用状況によって効果は変動)。

生ごみは中身や気温などにより臭いの質や強さが大きく変わることから、「デオマジック 香りdeまじっく」の開発にあたっては、ごみ収集の現場で実際のにおいを集め、従来の「デオマジック」の配合比率を変えて検証を繰り返したということです。

### 製品は2種類

製品はハンドスプレータイプと、専用噴霧装置の2種類。そのまま噴霧できるハンドスプレータイプは1本あたり480ml入りで、価格は1箱18本入り1万2420円(1本あたり690円、消費税、送料別)です。

## ○自治会側からの質問事項に対する回答書

質 問 事 項	回 答
<p>1. 環境委員会配布文書について            年度初めに環境委員に以下の文書の配布を求めるとしたが、希望者に配布となった。(環境委員会の引継ぎ状況を聞く限りでは配布は必須と思われる)</p> <p>(1) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書            (2) 印西地区ごみ処理実施計画            (3) 印西クリーンセンター維持管理に関する計画            (4) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録            (5) 印西クリーンセンター環境委員会細則            (6) 環境用語解説            (7) 緊急時対応マニュアル</p>	<p>・平成29年度第1回環境委員会において配布希望を確認したところ(1)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書3部、(2)印西地区ごみ処理実施計画 2部、(3)印西クリーンセンター維持管理に関する計画 3部、(4)一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録 3部、(5)印西クリーンセンター環境委員会細則 1部、(6)環境用語解説 1部、(7)緊急時対応マニュアル 3部、委員数としては4名の方からご希望があり、配布させていただきましたが、平成30年度第1回環境委員会における配布については、現委員さんの意向により、配布をさせていただきたいと思います。</p>
<p>2. 指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について            環境省は指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日)千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市、平成28年7月22日現在)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定を実施、指定廃棄物の指定解除の通知書の交付を受けた。</p> <p>(1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。            (2)2016年11月16日、環境大臣に対して松戸市、柏市、流山市、</p>	<p>(1)環境省からの協議申し入れはありません。            (2)印西市より「国からは進捗するようなお話は、今のところ伺っておりません」との回答がありました。            (3)指定廃棄物については、国が処理をすることとなっております。指定解除をすることで処理を実施する責任が国から自治体へ移ります。指定を解除された廃棄物の受け入れ先を確保することが難しい現時点において、指定解除に向けての測定を行う予定はありません。            (4)印西市公共施設等総合管理計画では、「(現況と課題)○平成8年度に供用を開始し、平成22年度をもって中止となった都市廃棄物空気輸送事業で利用されていた施設で、現在は、共同溝監視施設及び災害時の備蓄倉庫等として、一部活用されています。○東日本大震災の際に発生した指定廃棄物の仮置き場と</p>

<p>我孫子市、印西市の市長が最終処分場整備を要望したが、進捗はなかった。</p> <p>再度、8月28日に同様の最終処分場整備を要望を行ったが、進捗はあったか？</p> <p>(3) 指定解除に向けて測定を行うことは予定されているか？</p> <p>(4) 現在の保管場所は印西市収集センターで印西市の所有で、組合の所有ではない。印西市公共施設等総合管理計画ではどのように記載されているのか？解決までの時期が見通せないまま、借用しているのか？への回答で印西市の減免に関する部分の回答は？</p>	<p>なっております。(基本方針)「都市廃棄物空気輸送事業施設収束事業方針(平成25年6月)」により、耐用年数(38年間)経過後を目途に、建物の取り壊しを行うこととしています。」とされています。印西市収集センターは、印西市所有の土地であり、今後市としての有効活用が図られる可能性はあるかと思いますが、組合としましては、現状のまま保管をお願いせざるを得ないと考えています。なお、印西市からは、「印西市行政財産目的外使用料条例第4条第1号(『国、他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体が使用するとき』)により、当該土地を免除していません。」との回答がありました。</p>
<p>3. 水銀対策の必要性について</p> <p>「水銀に関する水俣条約」の締約国が我が国を含めて50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため、本条約は本年8月16日に発効しました。日本国内では、水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正が行われ、水俣条約の発効を受け、一部を除き条約発効日の8月16日に施行されました。「水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正」の概要と印西クリーンセンターへの影響はいかなるものかをまとめ報告してほしい。</p> <p>(2) 平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の26ページから27ページに「平成28年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)の「質問7 水銀対策の必要性」で、「今後検討させていただきます」という部分は実行されているのか」の回答が記載されている。回答では検討の実態がわからないので詳細な説明を求めるものである。」への回答として、検討結果の説明は準備できたのか？</p>	<p>・別紙資料にて説明(P37)</p>

4. 平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について

平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、「平成28年度第2回印西クリーンセンター環境委員会会議録(概要版)の「質問7. 平成27年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書について・平成28年6月(1)データが付属していない理由は？(2)ごみ焼却状況は凡例がなく、また、月の区切りがわからない。こんな不親切は見たことがない。【回答】(1)実績数値(データ)は、別途、配布資料「報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」に詳細(月別又は実施別)に載せています。(2)平成27年度印西クリーンセンター環境報告書については、(1)の操業状況等について、その全体概要を理解・把握するための資料として、住民側環境委員から提案されたもので、平成24年度から配布しています。ご指摘の点、関連資料との整合性を踏まえ、平成28年度報告書について調整したいと考えます。」と回答が記載されているが、平成28年度版はほとんど前年の報告書と同一である。これはいかなる理由か？」に対して、回答や質疑は時間の関係で記載がなく、その他の資料の27ページに「印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書」は、報告事項1 操業状況及び公害防止協定に基づく環境測定結果についての全体概要を理解・把握するための資料と考えます。つきましては、実績数値(データ)は、報告事項1にて確認をお願いします。3ページ(2)ごみ焼却状況については、月の区切りをわかりやすくしましたが、凡例を付記し、11ページ以降の(2)放射性物質、(3)空間線量についてはデータを付属し、配布いたします。」と回答しているが、改善は不十分である。(データを付属すべきである。)平成28年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書として見たときにデータがないのは不自然と思われる。」への回答として、「全

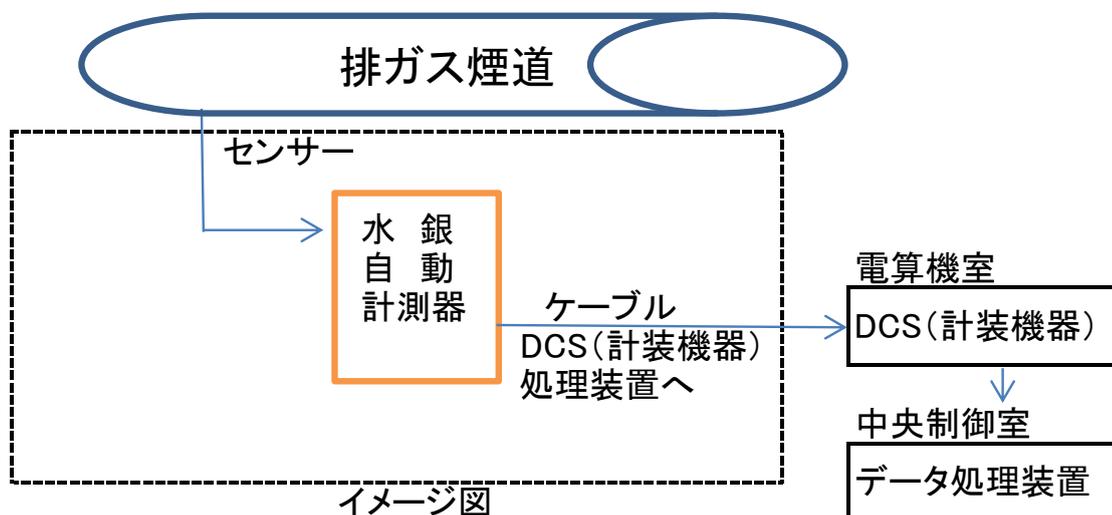
全てのデータを付属した報告書(参考)を作成しましたので、ご検討いただきたいと思います。

<p>でのデータを付属した報告書(参考)を作成し、次回(12月)の環境委員会開催前に自治会側代表者にお渡ししますので、ご検討をいただきたいと思ひます。」を示しているが進捗状況は？</p>	
<p>5. 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について  平成29年度第1回印西クリーンセンター環境委員会 会議録(概要版)では、「表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、(中略)印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書では、第6条(公害防止協定値)、第8条(調査測定等)に規定されている。また、第15条(事情変更による改定協議)が規定されている。組合の行為は印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に違反している。このように違反行為を行っていたことは誠に遺憾であり、組合の謝罪と協定書の遵守の表明と実施を要求する。」に対して、「[甲委員]公害防止協定の中に測定方法が示されており、その協定を環境委員会の皆さんと結ばせていただいて、その後いろいろ変動があったと推測されます。そのときにしっかり環境委員会の皆さんにご説明していればよかつたと思うのですが、当時やられていなかったとの認識で、その辺についてもお詫びを申し上げなければならぬと思ひしております。したがって、現在の正しい測定方法、また、測定方法がないのであれば、どのような形で測定をするかも一度調べさせていただき、協定に間違いといふか、違いが出てくるのであれば訂正をさせていただき、また協定案を協議させていただければと思ひしておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思ひます。」という回答がありました。協定書等に関する調査の進捗状況は？</p>	<p>・他の公共団体における測定項目、測定方法等を確認させていただきました。その状況を考慮し、今後、甲・乙協議の場を設け、協定書等の改正内容、方法を検討して行きたいと思ひます。  (P38)</p>
<p>6. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について  印西地区環境整備事業組合の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が2017年10月26日にホームページ公開された。2号炉</p>	<p>8月31日 11:00 に2号炉を埋火していますので、この日の焼却量は 32.83 トン/日になっています。</p>

<p>の8月の焼却日は 31 日間、焼却量の最小が 32.83トン/日と記載されているが、立ち上げと立ち下げが行われたのか？それとも事故があったのか？</p>	
<p>7. 指定廃棄物の焼却灰の運搬・中間処理業務(人工砂)について  指定廃棄物の焼却灰の運搬・中間処理業務(人工砂)を㈱ツネインカムテックス埼玉に行っているが、出荷量、放射線量、単価はどのように推移しているのか？</p>	<p>・指定廃棄物につきましては、一時保管を継続中ですが、基準値を下回る主灰と飛灰の混合灰の搬出量につきましては、平成 23 年度 475.62t、平成 24 年度 2,685.57t、平成 25 年度 3,031.31t、平成 26 年度 4,096.09t、平成 27 年度 3,919.24t、平成 28 年度 3,854.12t、平成 29 年度 10 月末 2,167.80tでした。</p> <p>放射線量につきましては、平成 24 年 2 月、飛灰 2,900 Bq/kg、主灰 740 Bq/kg、平成 24 年 4 月、飛灰 3,600 Bq/kg、主灰 1,020 Bq/kg、平成 25 年 4 月、飛灰 2,450 Bq/kg、主灰 712 Bq/kg、平成 26 年 4 月、飛灰 1,220 Bq/kg、主灰 426 Bq/kg、平成 27 年 4 月、飛灰 1,280 Bq/kg、主灰 412 Bq/kg、平成 28 年 4 月、飛灰 740 Bq/kg、主灰 191 Bq/kg、平成 29 年 4 月、飛灰 634 Bq/kg、主灰 162 Bq/kgでした。</p> <p>単価につきましては、平成 23 年度、44,310 円/t、平成 24 年度、44,310 円/t、平成 25 年度、46,410 円/t、平成 26 年度、47,376 円/t、平成 27 年度、47,376 円/t、平成 28 年度、48,060 円/t、平成 29 年度、48,060 円/tでした。</p>

<p>8. ごみの野焼きについて</p> <p>廃棄物処理法はごみの野焼きを禁止しているが、添付した参考資料のように問題が発生している。</p> <p>・印西市でも野焼き禁止を求める運動が起きているが、組合および構成市町はどのように考えているのか？</p>	<p>・当組合においては、当該事例について意見を述べる立場にはなく、各市町の各担当部署において対応するものと考えますが、構成市町へ問い合わせたところ、「三田市事例については、例外規定に該当するものと考えますが、焼却量や風向きなどにより、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微でないときは、焼却を中止していただくなどの指導を行います。」等の回答がありました。</p>
<p>9. 臭気対策剤について</p> <p>・臭気対策剤「デオマジック」を検討されたい。</p>	<p>・効果や費用面の把握ができておりませんので、現時点において、臭気対策剤を使用することは難しいと考えますが、調査を行い検討してまいりたいと思います。</p>

## 水銀自動計測器のイメージ図



### 作業内容

- ・盤設置スペース確保のため、壁及び鉄骨改造
- ・計測器盤設置
- ・センサー部歩廊鉄骨改造
- ・ケーブルダクトの改造
- ・DCS(計装機器)I/O(入出力)モジュール追加
- ・DCS(計装機器)処理装置改造
- ・データ処理装置改造
- ・コントロールセンター(電源)ユニット追加
- ・鉄骨改造に伴う耐震再計算
- ・試運転調整

# 参考資料

## 環境測定

印西クリーンセンター			
測定項目	測定方法	分析測定方法	
ばいじん	除塵前	JIS Z-8808	「大気汚染防止法第16条及び同施行規則第15条(ばい煙量等の測定)」に定める方法による。
	除塵後		
硫黄酸化物	JIS K-0103		
窒素酸化物	JIS K-0104		
塩化水素	JIS K-0107		

東京23区	
測定項目	測定方法
ばいじん	JIS Z-8808
硫黄酸化物	JIS K-0103
窒素酸化物	JIS K-0104
塩化水素	JIS K-0107

長生郡市広域市町村圏	
測定項目	測定方法
基礎項目	JIS Z-8808
ばいじん	JIS Z-8808
硫黄酸化物	JIS K-0103
窒素酸化物	JIS K-0104
塩化水素	JIS K-0107

測定項目	測定方法	分析測定方法
カルシウム	JIS K-0083準用	
バナジウム	JIS K-0083	
カドミウム	JIS K-0083	
鉛	JIS K-0083	
ひ素	JIS K-0083	
全クロム	JIS K-0083	
マンガン	JIS K-0083	
銅	JIS K-0083準用	
亜鉛	JIS K-0083準用	
ガス状水銀	JIS K-0222	
粒子状水銀		
シアン化水素	JIS K-0109	PCB等を焼却処分する場合における排ガス中の暫定排出許容限界について
ふっ化水素	JIS K-0105	
PCB	環大企第141号 気相PCB測定要領	

測定項目	測定方法
カルシウム	JIS K-0083準拠 JIS K-0102準拠
<b>カドミウム</b>	<b>JIS K-0083</b>
<b>鉛</b>	<b>JIS K-0083</b>
<b>ひ素</b>	<b>JIS K-0083準拠</b>
<b>クロム</b>	<b>JIS K-0083</b>
<b>マンガン</b>	<b>JIS K-0083</b>
<b>亜鉛</b>	<b>JIS K-0083準拠</b>
<b>全水銀 (ガス状・粒子状)</b>	<b>環境省告示 第九十四号</b>
ナトリウム	JIS K-0083準拠 JIS K-0102準拠
カリウム	JIS K-0083準拠 JIS K-0102準拠
マグネシウム	JIS K-0083準拠 JIS K-0102準拠

測定項目	測定方法
全水銀(処理前)	JIS K-0107
全水銀(処理後)	JIS Z-8808準拠

PCB	環境庁告示第59号
-----	-----------